

特記仕様書

第1条

- 1 本特記仕様書は、令和2年度 高速1号線法面修繕工事に適用する。
- 2 本工事の施工にあたっては、広島高速道路公社制定「土木工事共通仕様書」（令和元年9月）に基づき実施しなければならない。

第2条

土木工事共通仕様書に対する特記仕様事項は、以下のとおりとする。

1 工期について

工期は、雨天・休日等（日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含む。）を含み、契約締結の日から令和3年1月29日までとし、工期の設定にあたっては、以下のとおり見込んでいる。なお、以下に示す内容は、発注者が工期設定するための内容を示したものであり、工事の履行にあたっての実施工程については受注者の責任において定めるものとする。

項目	日数	備考
準備期間	40日	
後片付け期間	20日	
検査期間	13日	

2 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては、「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。
- (2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする。
広島県工事中情報共有システム
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>
- (3) 監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。
- (4) 受注者は、広島県の「工事完成図書電子納品等要領」（以下「要領」という）に準じて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で正・副2部納品しなければならない。
なお、電子成果品の内容については、監督職員と協議し決定するものとする。

3 低入札受注時における追加配置技術者

広島高速道路公社建設工事請負契約約款第47条の3第3項の規定により追加配置した技術者について、土木工事共通仕様書1-1-1-5（コリンズへの登録）により、工事実績情報システム（コリンズ）へ登録する場合には、追加配置した技術者は主任技術者として登録すること。

4 建設発生土及び建設発生木材

当該工事により発生する建設発生土及び建設発生木材は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表（広島県）及び建設資材廃棄物に係る再資源化施設一覧表（広島県）に掲載されている建設

発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時たい積を含む。）及び建設発生木材リサイクルプラントのいずれかに搬出するものとする。

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表（広島県）及び建設発生木材再資源化施設一覧表（広島県）に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時たい積を含む。）及び建設発生木材リサイクルプラントへの搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

5 熱中症対策に資する現場管理費の補正

本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。

- (1) 工期（工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間 13 日、年末年始 6 日間（12 月 29 日～1 月 3 日）、夏季休暇 3 日間（国民の祝日である山の日の次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く 3 日間とする。）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
- (2) 真夏日とは、日最高気温が 30 度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が 25 度以上の日をいう。ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。
- (3) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- (4) 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。
- (5) 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。
- (6) 積算方法は次のとおりとする。
 - ① 補正方法
 - ア 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。
なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正値を合計し、2%を上限とする。
 - イ 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期
 - ウ 補正値（%）＝真夏日率×1.2
 - ② 補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。
- (7) 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。
- (8) 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

6 遠隔地からの労働者確保に要する間接工事費について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行う。
 - 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上げ費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）
 - 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2) 本工事における実績変更対象費の割合は次のとおりである。
 - ① 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費（労働者送迎費、宿泊費、借上げ費）の割合：12.82%

- ② 現場管理費に占める実績変更対象費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用) : 1.58%
- (3) 受注者は、遠隔地から労働者確保をする場合、実績変更対象費の割合を参考にし、工事着手までに実施計画書を作成し、監督職員に提出する。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更が必要な場合は、実績報告書及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準書に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた額を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に疑義の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

7 獣害対策について

本工事の施工箇所については、獣害の恐れがあるため、獣害対策について、事前に検討し、監督員の承諾を得て、獣害対策を実施すること。なお、獣害対策は設計変更の対象とする。

8 疑義について

設計図書、特記仕様書、契約書等に明記されていない事項または疑義の生じた事項については、監督員と協議して決定するものとする。

土木工事施工条件明示事項

1 工程関係

本工事における施工時間帯は、昼間（8：00～17：00）を見込んでいるが、関係機関との協議・調整等により、時間帯が変更になった場合には、別途協議するものである。

2 建設副産物関係

(1) 建設発生土

本工事で発生する建設発生土は、下記の施設へ搬入し、再資源化することを見込んでいるが、施設を特定するものではない。

- ・ 処分場所：広島市東区馬木町字木原 10631-1 の(有)フクダ組馬木土砂埋立処分場
- ・ 運搬距離：片道運搬距離 8.8km
- ・ 受入費用：平日昼間の受入費用

(2) 建設発生木材

本工事で発生する建設発生木材は、下記の施設へ搬入し、再資源化することを見込んでいるが、施設を特定するものではない。

- ・ 処分場所：広島市安佐北区白木町三田字小椿 1521-3 の(有)ダイイチ企業
- ・ 運搬距離：片道運搬距離 19.3km
- ・ 受入費用：平日昼間の伐採木の受入費用

3 安全対策関係

(1) 工事の実施にあたっては、一般交通及び沿道住民に迷惑をかけないように十分配慮すること。また、道路上での作業は交通誘導警備員を配置し、一般交通の安全と円滑な交通の流れを図ること。なお、交通誘導警備員は他の者と識別できる服装で交通誘導作業に従事すること。

(2) 交通誘導警備員は、一般交通や工事用車両の誘導に対応するため、以下のとおり見込んでいる。なお、交通誘導員の配置場所等は、監督員と事前に協議すること。

- ・ 交通誘導警備員 A（昼間、交替要員なし） 26 人
- ・ 交通誘導警備員 B（昼間、交替要員なし） 26 人